

# 民事判決情報データベース化検討会

## 第13回会議議事録

第1 日時 令和5年12月22日（金） 自 午後1時  
至 午後4時

第2 場所 オンライン開催

第3 議事

- 1 開会
- 2 取りまとめに向けた議論
- 3 次回以降の議事、日時等の説明
- 4 閉会

## 議 事

山本座長：

それでは、ただ今より民事判決情報データベース化検討会第13回の会議を開会したいと思います。本日も御多用の中、御出席を頂きまして誠にありがとうございます。なお、本日は所用のため中原委員が御欠席、板倉委員が午後3時頃御退室の予定というふうに伺っております。それでは、本日の議事に入ります前に、配付資料等の確認を事務局からお願いいたします。

事務局：

事務局の石田でございます。資料の確認をさせていただきます。資料1は事務局作成資料でございます。これまでの御議論を踏まえ、取りまとめ素案として作成したものでございます。なお、詳細に関する御議論が必要ではないかと思われる部分にペンディングのマークとアンダーラインを付しております。資料の詳細は議事の中で御説明いたします。また、会議用資料として次回以降の日程等について記載したものを配付しております。資料の確認は以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、本日の議事に入りたいと思います。本日は、今御説明がありましたこの資料1、取りまとめ素案について御議論、御審議を頂くということですが、審議の順番としましては、まず、先ほどありましたペンディングのマーク、それから、アンダーラインが付されている部分、この部分はこれまでの議論の中でもう少し議論を詰める必要があるのではないかと事務局の方でお考えになった部分ということになりますが、まずこの部分について御審議を頂いた後、それ以外の部分についてお気付きの点、御意見、御質問等を承るといふ順番で進めてまいりたいというふうに思います。

そこで、まずそのペンディングの部分、全部で五つぐらいあるのではないかと思います。最初のところの適切な仮名処理の在り方のうち、公的機関の代表者に関わる部分。この点につきまして事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局：

石田です。まず、仮名処理に関しまして公的機関の代表者に関する部分、資料ですと19頁から20頁にかけての部分になりますが、こちらについての御議論をお願いいたそう存じます。前提としまして、17頁の(2)に記載しておりますが、民事裁判情報は誰でも訴訟記録の閲覧等によりアクセスできる情報ではあるのですが、裁判所において判決を閲覧するという以上に、情報管理機関においてデータベース化して広く国民や社会の利活用に供することとなれば、訴訟関係者の権利利益が害されるおそれがあり、その保護を図る必要があるということで仮名処理について検討を頂くということになっているという点、それから、18頁の(3)のアで記載しておりますが、個人の氏名については、氏名がそれだけで個人を識別することができる情報であるという点を踏まえると、その氏

名を仮名処理の対象とせずに公開する必要性を踏まえた慎重な検討も必要になるのではないかと考えられるという点がございます。

これを前提としまして、19頁から始まる公的機関の代表者の部分ですが、本検討会の中では、国を代表する法務大臣等、一定の職にある者について、仮名処理の対象とせずともよいのではないかと御意見もございました。他方で、公的機関の代表者には、独立行政法人の代表者あるいは国立大学法人の代表者等、必ずしも利用者の関心が高いとはいえ、その地位も一般の公務員等とは異なるものが含まれており、これらのものの氏名は公開せずともよいのではないかと御意見もございました。

また、このほかにも、公的機関の代表者としては、例えば代表監査委員が地方公共団体を代表する場合の代表監査委員の方は、識見者の中から任期付きで選任されることとなりますが、こうした者など様々な属性の者が含まれるため、その全てについて氏名を恒久的に公開しておくという必要性と相当性についてあらかじめ定めることが難しいのではないかと考えられます。また、情報管理機関においてその都度個別に判断するというのも必ずしも容易ではないのではないかと考えられます。情報管理機関において判断に要する負担等も考慮すべきであるという御指摘も従前頂いておりましたことも踏まえると、制度の運用開始当初においては、公的機関の代表者についても個人の氏名であるということを考慮して仮名処理の対象としつつ、その後、情報管理機関において整備される仮名処理システムの能力ですとか運用状況を見ながら、この検討会で頂いた御議論の状況を踏まえて、仮名処理の対象としない場合について見直しを行っていくということが相当ではないかというふうに一旦記載しておりますが、この点について更に御議論をお願いしたく存じます。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、この公的機関の代表者について、今御説明がありましたように、この取りまとめ素案の原案では、制度の運用開始当初は仮名処理の対象としつつも、その後情報管理機関において整備される仮名処理システムの能力・運用状況等を見ながら見直しを行っていくという方針が示されておりますが、この点につきまして、どなたからでも結構ですので、御質問、御意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。町村委員、お願いします。

町村委員：

小塚先生が何か言うのではないかと思います。ここだけではなくてこの後に関係するところで、情報管理機関が当面は仮名処理の対象とするけれども、今後その仮名処理の能力をアップさせた上で再考するというふうにとまとめられているのですが、一旦作り上げたシステムを改善していくというのは、特にそういうふうにする必要があるということ強く認識していないとなかなかそうならないものです。そうすると、システムを改善していくということについて情報管理機関が監督されて、要するに、お尻をたたかれていく必要があるのではないかとというのが私の意見です。ですので、情報管理機関に

対する責務といたしますか、そういうところで何か今後、現状ではこういう状態にするけれども、しかし、能力がアップしたらこういう点も改善する方向で検討してほしいというのはどこかに取りまとめて、情報管理機関に関する仮名処理の適正な方針という辺りに1項立ててまとめておくとよいのではないかというふうに思いました。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

小塚でございます。町村先生から言えと言われましたので発言をします。この部分、それから次に出てくる歴史上の人物とか公人についても一層そうだと思いますが、私は本来の在り方としては、仮名化しないでよいものではないかと個人的には思っております。それがまず第1です。

それから第2に、この検討会全体の御意見として、このカテゴリー、例えば、今は公的機関の代表者について議論していると思いますが、公的機関の代表者の中には、利益状況を考えて仮名化する方が適切なものがあるという御意見である場合、それに対して強く異議を申し上げる趣旨ではないのですが、そこを一律にあるいは将来にわたってずっと仮名化し続けるというのではなく、仮名化されるべきものとされないものをよりきめ細かく分けていく、そういうことが本来あるべきだというのがこの素案の趣旨だと思っております。しかし、それをするための技術的な能力、あるいはそれに要するコストがどれくらいになるかということが取りあえず立ち上げてみないと分からないので、立ち上げる段階では仮名処理とするということでも構わないと。そういう趣旨であれば私もこれに反対するものではありません。ということで、後は町村先生がおっしゃってくださったとおりでして、状況が発展する中で見直していくということが書かれたことがむしろ大事なことで、立ち上げる時に仮名化処理をすることにしたので何となくそれを引き継ぐということにならないように、将来、情報管理機関となる組織には心していただきたいと思っておりますし、それはまた監督官庁においても適切に指導されたいというふうに思っております。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

ありがとうございます。二つありまして、一つは、御意見はよく分かります。これをシステムで自動化しようとする結構膨大なデータベースを仮名の横に持っていないといけないということにはなりますし、国以外はさまざまな利益状況が存在するというのがありますが、国は法務大臣だけなので、国そのものは出してもよいのではないかと思います。

もう一つは、今のお二人の先生とも関係するわけですが、そもそも仮名基準にバスケットクローズを二つぐらい入れておいた方がよいのではないかと思います。一

つは「公益上仮名化しないことが適切な場合」みたいなものですね。もう一つは、「明らかに個人の権利利益を害しない場合」。この二つは最初から入れておいた方がよいのではないかと思います。つまり、デフォルトはあらゆる個人名は仮名だと。しかしながら、そのような二つの場合は仮名化しなくてもよい。最初から運用として管理機関が仮名化しない場合というのができる。そうしないと、誰が見ても変なものまで仮名化してしまっている場合、例えば歴史上の人物とかですが、織田信長の小説についていろいろ議論しているのに織田信長が全部仮名とか、それは誰が見ても変だろうということになります。このような場合には、管理機関の判断で仮名化しないということができるように基準自体を作っておいた方がよいと思いました。仮名の例外として今の二つ、公益と明らかに個人の権利利益を害しないというのは入れておいた方がよいと思います。スタートから、仮名化することがすごく変なのは、管理機関の方の判断で、それは管理機関の内部の規範を定めてもよいですが、出していくというのが制度として説明しやすいかと思います。国の代表者は仮名化しないというのは、ほかは代表者を仮名化するけれども国だけは仮名化しないので御理解くださいみたいなところもありますが。私の意見は以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは米村委員お願いいたします。

米村委員：

今の板倉先生の御意見の続きのような形になるかと思うのですが、2点ほど確認させていただきたいことがございます。どちらも公的機関の代表者に限った話ではなく、この大項目の仮名処理の在り方全体に関わる問題なのですが、議論の前提を確認したいという趣旨でございます。まず1点目ですが、今御議論いただいているのはもちろん取りまとめ素案の記載についてであるわけですが、この部分はデフォルトルールとして仮名処理の対象とすべき情報という見出しの下で議論されている内容でありまして、あくまでデフォルトルール、何も特別の定めがなく、特別な配慮をしない場合のルールについてこうするという議論だというふうに私自身は認識しております。したがって、今直前で板倉先生がお話しになったような各情報管理機関の独自判断でどうするのかということとか、また、事後的には是正請求があったときにどう判断するのかということは一切触れられていない。あくまでデフォルトルールに関する取扱いについての議論であるということだと認識しておりますが、それでよいかどうかを確認させていただきたいということでございます。そういうことを言いますのは、情報管理機関である程度動かせるということであるならば、今の公人とか歴史上の人物も含めて情報管理機関の方で独自判断というのができるということによって解決が付くものもあるかもしれませんし、それ以外の問題についても解決が付く問題もあるかもしれません。ただ、その場合にどの程度、情報管理機関の裁量的判断を許すのかという問題が次に出てくるはずでありまして、デフォルトルールではなく、規制法的に絶対この水準の仮名化は行ってくださいと

というような仮名化の最低水準を別に設けるのか設けないのか、その辺りの考え方をきちんと明確にした方がよいのではないかという気がしております。ちなみに、事後的是正についても同じ問題があるわけですし、事後的に是正の申立てがあったときに全てを受け入れるということはおそらくははずですので、どの範囲で事後的是正の申立てがあったときに仮名化を解除して実名を出すのかというようなことを本来検討しなければならないはずで、今回の検討対象になっている取りまとめ素案は、先ほど申し上げたとおりデフォルトルールの話だけというふうに思っておりますので、その事後的是正措置の申立てがあったときに、どの範囲まで許すのかということ、この検討会で結論を出すのかどうかということも含めて伺いたいというふうに思っております。それが1点目なのですが、ここまで結構質問しましたので一旦ここで切ってお答えを頂戴することにしたいと思います。

山本座長：

それでは事務局の方からお答えいただけますか。

事務局：

ありがとうございます。石田でございます。情報管理機関に仮名処理基準にどこまで裁量を持たせるかという点につきましては、従前の御議論の中でデフォルトルールについてはある程度国民の皆様にお知らせをした上で、それを基準とした仮名処理を行っていくと。そのことによってどの部分が隠されてどの部分が公開されるのかということについて、訴訟関係者に分かるようにしておいた方がよいといった御議論もございましたので、どの程度裁量を持たせればよいのかという点は、もう少し御意見を頂いた方がよいかと思っております。

例えば、歴史上の人物で、明らかに個人の権利利益を害さないことが分かるというようなものについて、情報管理機関に何ら裁量がないというのはおかしいと個人的には感じたりもしますが、その辺りにつきましても、公的機関の代表者で、現在御存命の個人の方といった場合に同じような理屈でよいのかといった辺りは、更に御意見を頂ければと思います。

また、事後的な是正の措置につきましては、今の取りまとめ素案に記載しているところとしては、判決の内容やその判断過程について理解が難しいという場合に仮名処理を外すということを記載しておりますが、そうでない場合にも仮名処理の対象から外していった方がよいのではないかという御意見もあるということは、併記した形になっております。そこにつきましても更に御意見を頂ければと存じます。以上です。

山本座長：

それでは米村委員どうぞ。

米村委員：

ありがとうございます。引き続き検討をお願いしたいと思います。質問のもう1点は、今の点に関係するのですが、結局、事後的是正措置の申立てというものがどの程度の

件数があるのかということが、このデフォルトルールとして何を定めることが適切なのかという問題にも反映してくる気がいたします。ある程度事後的是正措置の申立てがあることを期待してそれに任せるといふことであるならば、デフォルトルールは割と仮名処理を強める形で設定しておいて、後は個別の利用者のニーズに応じてそれを個別に解除していくという方向性で問題はないということになりそうですが、私個人は、事後的是正措置の申立てというのがそれほど多くされるということは想定しにくいのではないかと感じております。日本人の国民性から考えても、あるいは個人情報に関する一般社会の認識を踏まえても、法律の規定以上に過剰に個人情報保護というのを重く捉えてしまう傾向が現在でもありますので、仮名化処理の対象になっている情報について申立てによって仮名化を解除してもらえようという可能性はあるということは、およそ想定もしないという人の方が、むしろ多いのではないかと私自身は想像しているところです。もし、そうであるとすると、個別の解除というのに任せればよいというロジックは成り立たないことになりそうで、その場合にはもう少しデフォルトルールのレベルできめ細かに基準を設定しておかないと、結局のところ利便性を失って、是正措置の対象になるということも認識されないままに、そもそもデータベースとしてせっかくこういった緻密な議論を何年も重ねて、あるいは巨額の国費を使って作ったデータベースがほとんど活用されないということになりかねないのではないのでしょうか。一体あれは何だったのだ、結局、税金の無駄遣いだったのかと後から言われてしまうような事態を招きかねないように思いますので、デフォルトルールのレベルでもある程度利便性に配慮したきめ細かなルール設定というものをしておく必要があるのではないかと私自身は思います。もし、そうでないのならば、事後的是正措置によってきちんと個別の是正がされるのだということについて、かなりきちんとした制度化をして、国民に対する周知・広報をこの制度の普及と同時にさせていただくような特段の配慮をさせていただく必要があるのではないかと考えているところですが、以上の点について事務局の御認識を頂戴したく思います。以上です。

山本座長：

それでは事務局からお答えいただければと思います。

事務局：

石田です。事後的な是正措置の関係で、先ほど申しました、両論併記していると申し上げた箇所ですが、取りまとめ素案 39 頁のオのすぐ上の「なお」から始まる段落で両論を記載しているということを補足させていただきます。米村先生から御意見を頂いたところを踏まえて、個別の是正が図られるようなことが、事後的な措置の中で可能なのかという点についても、皆様方の御意見も頂きたいと存じますが、こちらで想定しておりますのは、今利用者として主に想定される従来の判決データベース会社等につきましては、それを利用者へ提供していく段階で、明らかに仮名処理が過剰になっている場合には、情報管理機関に対してむしろ仮名処理を外すような申出をしていくのではない

かというふうには一旦想定しておりまして、そういう意味では仮名処理を外す方向での事後的な是正の措置というのもそれなりに機能していくのではないかと考えてはいるところです。ただ、それがうまく機能しないという場合に御指摘の点はごもっともかと思えますので、そこに情報管理機関に一定の裁量を持たせつつ、例えば明らかに歴史上の人物で開けても構わないようなものについては開ける措置をして、それが仮名処理システムをAI等で処理する場合にはその能力の向上につながっていけば、段階的には問題状況は改善されるのではないかと一旦は考えております。取りあえずこちらで検討しているところは以上です。

山本座長：

ということですが、米村委員いかがでしょうか。

米村委員：

ありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いします。

板倉委員：

再度すみません。今の米村先生のおっしゃったことについて、どれくらい来るのかという点については、今判例データベース会社にどれくらい来ているのかを大体でよいので聞くというのは一つあるかと思えます。過剰な仮名というので苦情は多分ほとんど来ていないと思いますが、仮名にしてくれというのと外してくれというのがどれくらいあるのかというのは、もし来ているのであれば、ヒアリングに来ていただいたところに簡単にメール等でざっと聞いて、今の現状を出す議論に資するかというのが一つ。

もう一つは、お聞きしながら思ったのが、私は出してくださいという人が出るかもしれないというのがあって、つまり、今までだと余り価値がない裁判例は入れていなかったわけですが、訴訟好きみたいな人が「私は頑張っているから、私の名前は全部出してください」みたいなことがあるかもしれないと思って、そういうのも取扱いに困るなどということで、事後的是正のところの論点で覚えていたらもう一回やったらよいかと思えました。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。小塚委員どうぞ。

小塚委員：

再度すみません。先ほど米村先生がおっしゃったことで少し気になったので、私もこの素案の趣旨を確認したいのですが、素案は米村先生のおっしゃり方でいうとデフォルトルールとおっしゃったのですが、ここに書かれていることは最小限仮名処理しなければならないものを挙げているので、それを超える部分については情報管理機関において判断してよいということを書いておられるのでしょうか。私は全くそうではなくて、情報管理機関が少なくとも立ち上げ時には仮名処理をするものしないものについてこのと

おりやってくださいという、そういう趣旨でお書きになっていると読みまして、ただし、それが理想の姿かという、先ほど申し上げましたようにそうとは限らないので、適宜見直していくと。見直しはいちいちこういう検討会とか政府でやらなくても情報管理機関においてやってよいと。そういう文章のように読んだのですが、この趣旨について少し説明していただけますでしょうか。

山本座長：

それでは事務局からお願いします。

事務局：

事務局石田です。今小塚先生から御指摘いただいた趣旨で基本的に記載しております。以上です。

山本座長：

小塚委員いかがでしょうか。

小塚委員：

ありがとうございました。それでは公的機関の代表者については、私はこれでよいと思いますが、ほかの先生方がもし違うということであれば、その前提で御議論いただいた方がよろしいかと思いました。以上です。

山本座長：

いかがでしょうか。特段よろしいでしょうか。この仮名化全体の総論的な問題として、今特に米村委員、あるいは小塚委員等からの御指摘によって、この報告書が述べている基本的前提のようなものが比較的明らかになったのではないかというふうに思いますが、この公的機関の代表者の部分に関していえば、この記述に基本的に賛同いただく御意見が述べられたものというふうに承知しました。板倉委員の方からは若干、国等についてはもう少し考えた方がよいのではないかとか、もう少し一般的な受け皿的な書きぶりというのも考えた方がよいのではないかという御指摘はございましたが、基本的な方向性としては大きな御異論はなかったようにも思えるのですが、そのような私の認識でよろしいかどうかを確認したいと思います。違うのだということがあれば御指摘いただきたいと思えます。もちろん今日完全に取りまとめようというふうには思っていないので、また御意見いただいても結構なのですが、取りあえず今日の御議論としてはそういうことかというふうに思いました。それでは米村委員どうぞ。

米村委員：

すみません、私も公的機関の問題についてはこれでよいと思っているのですが、そもそもその情報管理機関の裁量性を、少なくとも立ち上げ当初段階においては、一切否定してこの報告書どおりにやりなさいという前提なのだとすると、全体の書きぶりも含めてこれでよいのかというのは私自身は少し疑問に思っております。もう少し個別の状況に応じて、誰が見てもこれは仮名化を外してよいのではないかと思われるようなものについて、情報管理機関の裁量性を一切認めないという考え方は、私個人は余り適切であ

るように思えないというところがあります。ですので、直前の小塚先生とのやりとりの中で、一切裁量性を否定するというような御趣旨だという説明があったと思うのですが、その点も含めて今後の検討課題に上げていただく方がよいのではないかと思った次第です。以上です。

山本座長：

分かりました。では、少しその点も含めて次回検討を考えたいと思います。

事務局：

石田です。今御指摘を頂いた点も踏まえまして検討させていただきたいと思います。この検討会で御意見を頂いた考慮要素等を踏まえて、一定の裁量を持たせるという余地はあるかと思っておりますが、他方で訴訟関係者の人たちからの予測可能性といったところも配慮しなければいけないかと考えております。引き続き検討させていただきます。以上です。

山本座長：

御指摘ありがとうございます。それでは、そのような前提でこの公的機関の代表の部分はよろしいでしょうか。はい。それでは、引き続きまして、報告書ではすぐ次の項目ということになりますが、そして今の御議論の中で既に触れられた御意見もいくつかありましたけれども、次の歴史上の人物等という部分です。この部分についてもまず事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

石田です。資料でいきますと続いて20頁の中段からある部分になります。この検討会で頂いた御意見で、いわゆる歴史上の人物ですとか公人といわれるような人物、後は書籍・論文等の著者等についても挙がっていたかと思いますが、これらの者の氏名を仮名処理の対象としないということが相当ではないかという御意見がありました。これらの者について考えた場合に、常識に照らして判断し得る典型的な場面を想定する限りにおいては、その氏名を仮名処理の対象としないということが相当であるという点について、特に御異論はなかったかと承知しております。ただ、この判断をするための画一的な基準を設けることができるかという観点で見ますと、例えば公人といわれるような人物については、政治家でも国政レベルから地方レベルまで様々あり得るところでして、一律の基準を設けるということはなかなか難しい面があるのではないかと考えております。また、対象者の認知度等によっては、情報管理機関において、これらの者に当たるかどうかというのを判断すること自体が困難な場合もあり得るかと考えております。仮名処理の対象とすべきか否かの線引きが難しいケースというのが生じるのではないかとすることを想定しております。そうすると、これらの者の氏名についても、制度の運用開始当初において仮名処理の対象とすることはやむを得ないのではないかと考えられるものの、情報管理機関においてこの検討会で頂いた御意見を尊重し、仮名処理のシステムの能力や運用状況等を見ながら、仮名処理の対象としない場合について見直しを行っ

ていくということが相当ではないかというふうに一旦記載しております。この点についても御議論いただきたくお願い申し上げます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、このいわゆる歴史上の人物等という問題であります。この取りまとめ素案では先ほどの公的機関の代表者という者と似たような整理で、運用開始当初は仮名処理の対象とすることはやむを得ないけれども、その後の情報管理機関の仮名処理システムの能力・運用状況等を見ながら見直しを図っていくという方針が示されているところであります。既にこの点に言及を頂いたところもあろうかと思いますが、改めてこの問題につきまして、やはりどなたからでも結構ですので御発言を頂ければと思います。板倉委員どうぞ。

板倉委員：

繰り返になってしまいますが、明らかに他人の権利利益を害しない場合は、情報管理機関においても仮名化しないことができるというのは入れた方がよいと思います。先ほど米村先生が最後におっしゃってくれたのと全く同じ趣旨になりますが、誰がどう見ても仮名化している意味がないようなものが情報管理機関から発信されているのも信頼性を失わせるかというふうには思います。情報管理機関の方でぱっと見てこれはいいかと気付いたものでもよいのでそれは外しておくといったようなことがよいのではないかと思います。具体的には、本当に歴史上の人物が歴史上の人物として出てくるような場合とか、後は単純な法律の論文の著者とか、この著者というのも事件の類型によりますので、デフォルトは全部仮名ですということは特段反対しませんが、明らかに個人の権利利益を害しない場合は情報管理機関において判断できるというのは明確にしておいた方がよいかと思いました。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。それでは鹿島委員お願いします。

鹿島委員：

ありがとうございます。実際に現在ある判例の商業的なデータベースとかで、豊臣秀吉などと検索すると実際に複数の判例が出てきて、ここが仮名化されてしまうと判決文全体の意味がやはり分からなくなってしまうというものも実際に今のデータベース上にもありまして、ただ、この前提が私も不明瞭な部分もあるのですが、米村先生もおっしゃっていましたが、事後的な措置とかを個別対応に任せると、事後的な措置に拾われないものの方が実際には多いのではないかというふうに思いまして、AIの学習素材としても適格性の問題というのは出てくるかというふうに思っております。ただ、歴史上の人物とか公知の人物であるかどうかというのは、先ほども御説明の中でありましたが、個々の裁判例とか判例の中で判断していくというのはやはり困難があるとは思っておりますので、ある程度その仮名処理の対象にはせざるを得ないかというふうには思っております。

ただ、見直しを行う場合というのが、新たな処理基準というのをこれから設けていくという話になると思うのですが、過去の分についても新たな処理基準に従ってデータを修正するののかという点について特に言及がなかったかと思っているのですが、やはりその処理基準の修正というのを重ねていくうちに、だんだんデータとしての均一性というのが保てなくなってしまうのではないかというところは気になっているところです。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員お願いします。

町村委員：

先ほどの公的機関の代表者というのは、カテゴリーから決まってくることなので、余り裁量的な余地がない、一般的なルールを決めたらそのとおりにやってくださいという話だと思うのですが、公人とかいうものは正に個別判断ですよ。それで概念上明確な基準がないわけですので、そうなるとう個別判断、しかも場合によっては公開するかどうかということに利益衡量的な判断が必要とされるようなものかもしれません。なので、元々基準を作ろうというのは無理なので、どちらかということになってしまうのですが、やはり論理としては個人名は仮名化しましょう。しかし、権利利益を害するようなおそれがないような場合は仮名化しないというバスケット条項を作るとしても、それを最初からその判断のリスクを背負いながら情報管理機関が判断していきなさいというのは、かなり無理難題なのではないかと思います。

この項目については、事後的是正措置に委ねるということは書いていないのですが、生年月日についてはそのような判断、個別の事情によって月日まで参照しなければならない場合には事後措置により開示を求める余地もあるというふうに書いてあるのですが、先ほどの公的機関の代表者と違って、やはり公人のようなケースはケースバイケースで判断しなければならないのですから、事後的是正措置による開示を求めるとする方がよいのではないかと思います。

それからあと、先ほどの裁量を持たせるかどうかという話でも、かつちりとしたルールが決まるものは裁量の余地はないとしても、公人等は正にそういう裁量がなければ、ぱっと見分かるでしょうというようなものを外すということだっでできないわけなので、そういう意味でも、こういうのは正に裁量の上で個別判断に委ねるしかないと思うのですけれども。ということで、これらは、事後的是正措置により開示を求める余地もあるということを追記しておくのがよいのではないかというのが私の意見です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小塚委員お願いします。

小塚委員：

ありがとうございます。考え方は先ほどの公的機関の代表者のところと同じなのですが、ここについてはもう少し強く私の意見を申し上げて記録にとどめておきたいと思

ます。まず、②の公人といわれるような人物については、これは本来私は仮名処理すべきではないというふうに考えています。このことは議事録にとどめたいと思います。これは板倉先生の2種類の分類でいうと公的な利益の方が大きいという類型ですね。それに対して①の歴史上の人物と、それから③の、日本の判決は基本的に論文の引用はしないと思いますが、そういうような場合の引用の著者というのは、類型でいうと誰の利益も害さないという類型だと思いますが、これらについて特に歴史上の人物については、先ほど整理していただいたような立ち上げ時には仮名でいきましょうということではなく、立ち上げ時においても情報管理機関において明確なルールを作れるのであればそれを委ねてよいという、少しそういう書き方ができないかというふうに思っているところです。形式的に、例えば没年が明治維新以前であるものとか、そういう形式的な線引きをして、もちろんそれは渋沢栄一だって歴史上の人物だと思いますが、そういう話ではなくて、歴史上の人物のうち、少なくとも江戸時代が終わるまでの間に亡くなった人については仮名化しませんというルールを情報管理機関で決めるなら、立ち上げ時においてもそれを認めるという余地があってもよいかというふうに思っております。

なお、もう一言だけ申し上げますと、鹿島先生が先ほどおっしゃった豊臣秀吉が出てくる判決というのは、どんなものか興味があるのですが、商標法分野で歴史上の人物については商標として出願させないという運用、現在は審査基準になっているものがあります。これは吉田松陰とかが問題になったのですが、やはりそういう歴史上の人物の氏名というのは、現在の普通の人の氏名とは違うという前提に立っていますので、一方でそういうことを法システムの中で述べていながら、しかも特許庁の商標に関する審決取消訴訟もあり得るわけですね。そのときに、他方でこの仮名化については、常に吉田松陰が、幕末の志士Aになるというのはやはり私はおかしい気がしますので、先ほどのようなことを申し上げました。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。事務局から何かございますか。

事務局：

大久保でございます。本日も充実した御議論いただきましてありがとうございます。歴史上の人物等についても本日も御意見を頂いたところでございます。どういった形にするのかというのは、本日頂いた御議論を踏まえて検討しなければならないと思っておりますが、おそらく歴史上の人物といったときになかなか一口ではくれないといった問題点があるのと同時に、事案の内容によっては御存命の方のプライバシー、あるいは財産関係にまで影響を及ぼしかねないようなものもあるのではないかとすることを若干懸念しているところでございまして、端的に申し上げれば、相続関係の事案等がございまして、何代か前の方の財産が相続関係の中で争われる場合に、歴史上の人物といえども、なお御存命の方の財産関係に影響があるようなケースが、レアケースかもしれませんが、あるのではないかとといったようなことも考えております。もしこういったことを踏

まえてなお御意見のある先生がいらっしゃいましたら御発言、御意見等を頂ければと思っております。

山本座長：

いかがでしょうか。事務局からの問題提起は要するに、昔既に亡くなられている方についても、なお現存される方との関係で問題がある場合もあるのではないかという御指摘だったかと思いますが、いかがでしょうか。米村委員どうぞ。

米村委員：

それでは、どなたもおっしゃらないようなので私から手短かに意見を申し上げたいと思います。私自身は基本的には小塚先生の御意見に従いたいと思っているところでして、公人、歴史上の人物どちらについても、デフォルトとして仮名処理の対象にしなくてもよいのではないかと考えております。その理由は、基本的にこの仮名処理というのは、元々個人とのつながりをゼロにするという前提ではないというのが私の認識であるからです。そうであるがゆえに、「匿名化」ではなく「仮名化」という言い方がされているということだと思っております。その程度の個人とのつながりを切断するだけの処理でも利活用に戻して構わないというのは、民事判決としての特殊性に由来するわけです。元々訴訟記録は誰でも閲覧可能であって、その場合には記名情報が完全に閲覧できるということがあり、しかしながらデジタルデータとしてデータベース化された際に悪用の危険性等もあるので、その悪用の危険性等を抑えるために特に仮名化を行っているという位置付けだと私自身は認識しておりますので、むしろ仮名化の方が例外的処理だというように思っております。そういった例外的処理は、それを行う特段の必要性のある場合にのみ行うというのが論理的ですので、公人や歴史上の人物については、デフォルトルールとして本来仮名化処理の必要性がなく、そういうものについて仮名化処理の対象にすることは、むしろ制度趣旨からいっておかしいのではないかとというのが私の基本的な着想です。こういったものは基本的には事後的是正措置によって、その当該人物、あるいは関係者から特段の申出があった場合にそれに対応すればよいということであって、デフォルトルールとしては仮名化処理の必要はないのではないかと考えております。何か本人につながる可能性があったら全て仮名化の対象にしなければいけないかのようなお話が事務局の御発言の中にあつたような気がするのですが、それはそもそものこの仮名化処理を必要とする理由ないし制度の基本設計と違うのではないかとというのが私の認識です。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは湯浅委員どうぞ。

湯浅委員：

明治大学の湯浅でございます。私の考えも先ほどの小塚先生の御意見と余り変わるところはないのですが、いわゆる歴史上の人物について、豊臣秀吉、徳川家康はともかくとしまして、概ね何十年経過した時点から歴史上の人物ということになるのかというこ

とについては、いろんな学問領域によっても考え方は違うのだらうと思います。ただ、ここで二つの考え方がありまして、ある程度年数が経ったらもう歴史上の人物とみなすことにしますという考えを取ると。例えば機密情報なんかでいうと、50年経ったらもうそれは外しますとか、そういう年限制を取るのでありますと、これはデータベースの中における人名について特に現時点では仮名処理をするのだけれども、ある年限が経ったら歴史上の人物ということになるから仮名処理を外しますということについて把握をしておいて、何十年経ったら外すということ常にやっていかないといけないと。逆にいうと常にメンテナンスをしていかないといけないということになります。

他方で、先ほど来御議論があったように、あるカテゴリーのものについては仮名処理の対象としないということにすれば、そういうメンテナンスをずっとやっていかないといけないということについては、その手間は省けてくるわけですね。ですので、一体どちらのやり方を取った方が情報管理機関にとって負担にならないかということです。現時点でいうと、おそらくある年数が経ったら歴史上の人物になっていくのもうこれは仮名処理を外してよいだらうということになると、個々の仮名処理をした箇所ごとに、ここは50年経ったらとか、ここは何十年経ったらというふうに、それを全部タグを付けておいて、それを毎年見直していかなければいけないということになると思うのですね。これはかなり負担になってくるのではないかとこのことを懸念しております。私からの意見は以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員どうぞ。

町村委員：

米村先生の御意見を聞きながらやはり言うておこうかと思いましたが、基本的には米村先生の御意見に賛成で、公人にせよ歴史上の人物にせよ、仮名化すべきではないというふうに私は思っておりますが、ただ、情報管理機関ができることという面をやはりどうしても考えざるを得なくて、そうすると、そのまま賛成するというわけではないのですが、江戸時代以前の人たちは全員歴史上の人物にしてしまうというのは一つのやり方だらうと思います。事務局が言うような相続関係によって現在の人の問題にもなるのではないかとこの、非常に例外的に例えば家元制度を持っているようなところが何十代遡った先の先祖の話でもめているというようなこともあるかもしれないのですが、しかしそれは極めて例外的ですよね。そうすると、そういうものは事後的是正措置でこれを隠してくださいというのに対応するかどうかというところで情報管理機関が考えたらよいかというふうに思いました。

ただ、公人に関しては、実際公人と一言で言っても誰をもって公人とするのかというのが、山本和彦という方は私から見れば絶対公人だと思うのですが、それでいいですかねというふうに思いますし、公務員でもここに御出席の公務員の皆さんは皆公人だという説もあれば、いや、キャリアだけだという説もあるかもしれないし、いや、特別職で

ないと、という意見もあるかもしれません。政治家などは地方議員だって全員公人でよいと私は思いますが、しかし職務に関連する訴訟であればそうかもしれませんけれども、非常にプライベートな紛争、自分の生まれた家の土地争いのようなもので当事者になったような場合に、ではそれは公人なので当然開示するのですかということ、そこもまた議論の余地は大いにあるところだと思うので、こういったことを一律の基準で決めるのは先ほども言ったようにやはり無理なので、そうすると公人関係については、公人かどうかということに目をつぶって仮名化して、例えば政治的な問題に関して判例を調べているところで仮名化されているというのも、これは公人なのだから仮名化すべきではないという事後的是正措置の申立てに対して適切に処理をするという、そういう個別の解決がなじむのではないかということをお先ほど申し上げました。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。私は、私自身は絶対私人だと思いますが、それはさておき、今の歴史上の人物の話も、江戸時代に亡くなっていたら歴史上の人物だという一律の基準を仮に作るとして、そうするとAIは、例えば境界確定なんかで古い人の名前が出てきたときに、その人の没年をいちいち確認するということになるのかと思うのですが、そういうことが果たして現実的に可能なかという、正にこの報告書はそういう問題を書いていると思うのですが、先ほどの一律の基準でそう考えるべきだというのは、そこをやるべきだというお話なのでしょうか。板倉委員お願いします。

板倉委員：

やはりそれは無理なのだと思うのです。それは国会図書館のデータベースとかと接続すると割と没年とか入っています。それは彼らは著作権の管理があるので入っていますから、そういうことができるようになればそういうことにはなりますが、それについては今、湯浅先生がおっしゃったように全体的にすごく負荷が掛かると。なので、また自分の説ばかり言いますが、もう大まかなバスケットクローズを入れておいて、個別に検討するというよりはどう見たってこれはというのだけ仮名化を外すというのしかオペレーション的に無理なのではないかと私は思っています。

ただ、今申し上げたようなデータベースの接続をすればできないわけではないですし、それは今だって頑張ればできる話なので、できた方がよいというのは書いた方がよいような気がしますが、個別判断は無理だと。つまり私は先ほどから例外条項を入れた方がよいといっていますが、例外条項を入れてどうするかということ、今度は逆に非常に一般的なもので大まかに切るか、もう本当に気付いたすごく変なものだけ直すということしか無理だろうという前提で申し上げています。おそらく最初の情報管理機関はそれくらいが限界だというふうには思います。ただ、存在しているデータベースをうまくつなげば、例えば公務員がどれくらいの地位なのかかだて判断できなくはないでしょうから、それは将来的にはできた方がよいというのは示した方がよいという、この二つです。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小塚委員お願いします。

小塚委員：

先ほどの私の発言に対する御質問だと思いますので釈明をします。私が申し上げたのはオペレーション的にはおそらく板倉先生がお考えのことと同じで、要するにAIで処理をした後で、人間のスタッフがダブルチェックするということが想定されていると私は理解をしまして、その場合に一律の基準で、ふたを開けていくというオペレーションを考えています。それにはそれなりのスタッフが必要なわけで、雇用できるスタッフの人数等を考えて、情報管理機関が立ち上げ時からできると思えばそういうことを許してもよいのではないか。それを将来の課題として、立ち上げ時には取りあえずこれを全てふたをしなければいけないというほどの合理性はないのではないかというふうに申し上げた次第です。

山本座長：

ありがとうございました。この報告書も公的機関の代表者のところの叙述とやや違って、ここは制度の運用開始当初において仮名処理の対象とすることはやむを得ないと考えられるがという、やや微妙な書きぶりをしていて、最初はなかなか無理なのではないでしょうかという趣旨かというふうに思います。ほかにいかがでしょうか。概ねよろしいでしょうか。それでは、この部分につきましても、書かれてあることを常識的に照らして判断し得る典型的な場面、これはいわゆる織田信長問題というものだと思いますが、ここは基本的には仮名処理の対象としないということは相当であるということ。これについては既にそこに異論はないということは書かれてあるけれども、その具体的な基準設定及び当てはめに混乱が生じるだろうと。おそらくここもそんなに異論はなかったかと思います。基本的な考え方としては仮名処理すべきでないという委員の御意見も多いと思いますが、ただ線引きが難しい場合が想定されるということは、おそらく余り異論はないかということで、それで、更に将来的には様々な状況を見ながら見直しを行っていくことが相当であると。この部分もおそらくは異論はなくて、おそらく最初の制度の運用開始当初のところ、それでそれは先ほどの問題とも関係するわけですが、情報管理機関にどの程度個別的な判断の余地というものを認めていくのかという、先ほどペンディングにするとされた点と関係してくる問題かというふうに思いますので、ここもそういう意味ではその部分を少しペンディングにして事務局に引き続き検討していただいて、次回案を出していただくという方向性かと思いますが、そういうことではいかがでしょうか。米村委員どうぞ。

米村委員：

すみません、今の山本先生の取りまとめで基本的に異論はないのですが、やはり20頁の「画一的な基準を設けることは困難であり」という部分が私個人は非常に気になるのです。最初の発言で私から申し上げたことですが、この部分は、画一的な基準の設定

が必要であるという前提に立っているのではないか、その前提に立つが故に、板倉先生が何度もおっしゃっておられるバスケット条項のようなものも拒否されてしまっているのではないか、という気がいたします。その前提がどこから来ているのかが私は未だに正直よく分からないのです。今までの事務局の御発言でも、こういった場合にはリスクがあるとか、こういった場合には問題があるという御発言はあったのですが、画一的基準でなければならないことについての御説明がなかったような気がしております。その辺りのことがそもそもの前提命題として本当に必要なかどうかということが、少なくとも私だけではなく、板倉先生をはじめ、何人もの先生方が疑問を提起されたのではないかとこのように思っております。以上です。

山本座長：

分かりました。では、その点も含めて事務局に引き続き御検討を頂くということでもよろしいですか。

米村委員：

はい。

山本座長：

それでは、この点についてほかにかがでしょうか。よろしいでしょうか。町村委員どうぞ。

町村委員：

今、山本先生がおっしゃったことには公人の問題というのは触れられていませんでしたが、それはまた別の話ということですか。それとも、歴史上の人物と同じことで画一的に決められる方向を探るべきだという方向でまとめられてしまうのですか？

山本座長：

いえ、今の米村さんの意見の関係では、画一的な基準を設けることは相当でないという取りまとめという意味ではありません。この点も含めて事務局に検討いただくということを申し上げたところで、それは公人、歴史上の人物等を含めてという趣旨ですが。

町村委員：

分かりました。次回の議論に委ねるということで。

山本座長：

はい。それでは、よろしいでしょうか。それでは、以上でこの歴史上の人物等の話は終わりまして、引き続きまして今度は、生年月日の問題で、特に月日のところの問題ですが、これにつきまして事務局の方から説明をお願いします。

事務局：

石田です。資料ですと 21 頁のウとある部分になります。個人の方の生年月日の情報というのは、個人情報保護法上の個人を識別することができる情報ということで、特に記載がありますように、裁判書に記載される事実経過に関する他の日付とは異なって、個人の識別に用いられることが多い情報かと思っております。裁判書に必要的記載事項

ではないのに生年月日が書かれるという場面を想定しますと、その事案において、裁判所の判断を示すにあたって、当事者の年齢、年が重要な要素となる場合等、その生年の記載に意味がある場合が多いのではないかと考えられますので、デフォルトルールとしては、生年の部分については仮名処理の対象とせず、残りの月日の情報について仮名処理の対象とするというふうに一旦考えました。

これに対して、判決の内容によっては月日の情報が必要になるものがあり得るのではないか、未熟児網膜症の事案等ではそういった情報が必要になるのではないかという御意見もございました。こうした事案では、判決理由中において判断の理解に必要な情報は記載されてくるのではないかと。生年月日以外のところで記載される場合もあるのではないかと考えられることのほかに、個別の事情によって月日まで参照しなければ裁判所の判断及び判断に至る過程の分析・検討が困難な場合があるとしても、その場合には事後的な措置によってその部分の開示等を求める余地もあるので、デフォルトルールとしては生年月日のうち、月日の情報については仮名処理の対象とすべきであると一旦記載しておりまして、この点についても御議論をお願いいたします。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。この点も当検討会で何度か議論されてきたところですが、この訴訟関係者の生年月日の取りまとめ素案について、デフォルトルールとしては生年の年については仮名処理の対象としないけれども、月日については仮名処理の対象とするというデフォルトルールを前提に、ただ、月日について仮名処理をすることによって裁判所の判断ないしその過程の分析が困難になる場合があるとすれば、それは事後的な措置によって対応するという方針が示されているところではありますが、この点についてもどなたからでも結構ですので御質問、御意見等を御自由にお出しただければと思います。米村委員どうぞ。

米村委員：

この点は、以前私から意見を申し上げたところでして、それに対応しての記載かと思えますので、私から発言させていただきます。私は結論としては現在でも、少なくとも生年月の情報は開示すべきであると考えているところです。それは、基本的に判決に記載されている事案の内容を理解するのに、少なくとも月の記載までは必要である場合がかなりあるだろうということを理由としておりますが、より根本的には、これは先ほど申し上げたこととある意味同じことなのですが、私の理解する仮名化の趣旨というのは、あくまで民事判決情報は基本的に全ての情報を誰でも閲覧できるという制度的前提がある中で、データベース化によって悪用されるリスクがあるので、その限度で仮名化をするというものだという認識を前提にしているからでありまして、利便性を大きく損なうことを甘受しても隠さなければならないという形で仮名化をするということは、元々想定されていないのではないかということをお自身は思っているためです。氏名情報についても、先ほどの議論があったところですが、生年月日についても、もちろん個

人を識別する情報ということで一般的にも扱われているというのはそのとおりなのですが、結局アナログデータとして紙を裁判所に行って閲覧するということが誰でもできる状況がある中で、果たしてデータベース化の際に仮名化処理の対象にする必要性があるのかということの問題をやはり私は考えているというところです。したがって、利便性に影響がなく、かつ生年月日情報としての本人に対する識別性を失わせるための必要最低限の措置として、日の情報のみを仮名化処理の対象とすればそれで十分ではないかというふうに考えている次第でございます。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員どうぞ。

町村委員：

事後的に是正措置に委ねることが出てきていますけれども、先ほどの問題も実はそうだと思いますが、仮名処理前の民事裁判情報は速やかに消去するというのが後の方に出てくる話なのですね。そうすると、それと少し矛盾してしまうのではないかというのには気になるところです。そういう点が問題になるからそちらの方で仮名処理前のデータもちゃんと持つておく必要があるのではないかという、あるいは少なくとも消去した部分についての対応ができるようなデータみたいなのを用意しておくとか、そういうようなことは必要なのではないかというのは、後の方の議論で言うべきことなのかもしれません。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは増田委員お願いいたします。

増田委員：

私の立場から意見を申し上げたいと思いますが、この生年が問題となるというような事案につきましては、消費者問題からいうと未成年者契約であったり若年者の契約かどうかというような判断をすることが結構あるのではないかというふうに思います。例えばマルチ商法であったり詐欺的な取引に巻き込まれた人の裁判といったときに、その生年によって少し条件が違うというような場合、それが月日まで表記されるとなると、その取引をしていた人をある程度特定することになりかねないというふうに思います。名前が伏せられたとしても生年月日が分かれば特定できる可能性が高いというふうに思いますので、そうなりますと、やはり裁判をするということのハードルが高くなるのが可能性としてあり得るのではないかというふうに思いますので、少なくとも月日に関しては伏せていただきたいというふうに思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。特段ございませんか。事務局の方から何か確認やコメントはございますか。

事務局：

大久保です。この生年月日の関係につきましては、米村委員からは月までは出した方がよろしいのではないかというような御意見を頂いております。他方で、月日はいずれも隠した方がよいのではないかといった御意見も頂いたかと思っております。お話の中で事務局として今少し御議論いただきたいなと思った点がございまして、それは米村委員に御示唆いただきました民事裁判情報というのは本来公開の情報であって誰でもアクセスできるのだという点、それを前提に利便性を大きく損なうような仮名処理が適切ではないという点、いずれも御指摘のとおりかと思っております。この取りまとめ素案の総論部分でも記載をしているところがございます。それを考えたときに、この生年月日の情報をどこまで隠してしまうと利便性を大きく損なうことになるのかという点については、若干委員の皆様の間で御認識が違うところもあるように思いましたので、ぜひ実務感覚、あるいは日々裁判例の調査をしておられる感覚からして、委員の先生方の御意見を頂ければというふうに思います。以上です。

山本座長：

事務局の方からの御指摘ですが、いかがでしょうか。板倉委員お願いします。

板倉委員：

迷うところではありまして、さすがに生年月日をそのままパスワードに使う人は減っているとは思いますが、秘密の質問に進むために使うとかというのもあるので、セキュリティの観点からはより一層、生年月日をすべて公表するのは、はばかれるということになります。特定の個人が識別できるからというよりは財産的被害につながりかねないという側面であろうかと思えます。他方で、やはり米村先生は民法御専門なので、民事判例を読む際に先後関係が分からないというのはもう読めない。相続とかだといつ生まれたかとか当然問題になりますので、それが分からないような書き方になっていると意味がないというのはそのとおりであろうと思えます。月日について、どこまで載せるかというのは、私は定見がないのですが、出てくるものの先後関係は分かるように書くとか、後は、逆算すると分かってしまう場合もあるかもしれませんが、当時何歳というふうに、裁判を書いていただく際に仮名化されることを前提で少し気を付けていただくとか、何かそういう工夫もあるかとは思いました。先後関係を書く際に、数字を変数にしておいて、これプラスいくつみたいなのもあると思えます。読みづらいかもかもしれませんが、しかしながら、裁判例を見たときに、弁護士などは時系列にして事案を把握する。その途中で謎になってしまうというのは決定的に価値を失わせる。それは間違いないので、そこはカバーできるように残っていた方が良いでしょう。他方で、財産的被害にはつながらないようにした方が良いでしょうという、両方の観点を出したところで、結論も述べず申し訳ないですが私もコメントはそんなところでは。

山本座長：

ありがとうございます。この報告書を見ますと、板倉委員の御懸念はそのとおりだということで、その月日まで参照しながらの分析・検討が困難な場合には事後的措置で対

応しようという原案になっていると思うのですが、板倉委員の今の御発言は、事後的というよりは、もう少し前の段階で考えるべきだというような御趣旨なのでしょうか。

板倉委員：

これも難しく、これは何で事後的と書いてあるかということ、今言ったような「分からない。」というのは、時系列に直すという作業をしないと分からないので、おそらく事後的と書いていただいているのだと思いますが、月までは数字にするかどうかというのは議論してもよいかとは思いますが。パスワードアタックとかに使われる場合は当然生年月日が全部分からないといけませんし、日を全部総当たりするとすれば、30回当たってくれば通常はセキュリティ措置で止めたりするだろうという期待もあるところではあるので、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

山本座長：

ありがとうございました。鹿島委員お願いします。

鹿島委員：

ありがとうございます。何か特段答えをといるところではないのですが、実際にこれを司法書士の中で議論した際に、業務で月が分からないからといって私たちが特段に困ることというのは、やはりないのではないかという意見の方が多くて、むしろ人口の少ない地域とかですと、月まで特定されてしまうと、例えば話題に出たのが阿蘇市の人口とかですと既に少子高齢化が進んでおりまして子供の人数がかなり少ないので、月が出ると特定されやすいよねという話があった一方で、例えば国民生活センターが公表している医療機関からの事故情報収集のデータベースとかを見ても、割と何歳何カ月の方がこういった事故に遭いましたというのは既にデータベースとして収録されているものもあるので、こういったものが出ていて裁判例だけ見られないというのは、特に子供の事故とかですと月齢というのはかなり大きく影響していくので、医療の訴訟だけではなくて企業に対する訴訟とかでも必要になる可能性はあるかというふうには思っております。特段司法書士とか私として何か積極的に月まで開示すべきではないかという強い論拠があるわけではないのですが、一応こういった議論がありましたという御報告をさせていただきました。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。小塚委員どうぞ。

小塚委員：

ここは難しいので発言しようかどうか少し迷ったのですが、私は結論的には原案で良いのではないかと考えています。まず、そもそも論としては米村先生が言われるとおりでと思います。これはそもそも論です。ただ、実際的にいろなことを考えたときに、取りわけ民事判決のデータベース化ということを社会に受け入れていただくというようなことも考えたときに、生年月日というところにかかなりセンシティブな反応はあり得るだろうなど。実際には生年月日についてだけこれを言うのはかなり不思議といえば不思議

で、例えば死亡の年月日については同じことを言っていないわけですね。などということがあるのですが、生年月日にある種シンボリックに反応されるようなところもあり得るかもしれず、その意味で事後的な措置に委ねるといふこともやむを得ないというふうを考えます。

おそらく米村先生は前の方の発言でもおっしゃっていましたが、事後的措置がどのくらい救済になるのかということについて、かなり懸念を持っておられるのではないかと思います。これは私も例えばこの件について事後的措置に持ってこられて、確かにこの判決は生年月日の月日がないと読みづらいですねと。しかし同時に、月日についてふたを開けることによって個人の特定や推知をするという可能性は残っているわけですね。そのときにどう判断するのだろうかということはありません。ですので、例えばそこで判決の理解に必要であるという場合には、やはり必要性の方が優越するのだというようなことをどこかで別途書いておいて、つまりそこで改めて利益衡量するのではなくて、最終的に判決の正確な理解ということがやはり優越する。ただし、判決の理解に必要最小限のところにはそれは限るので、理解ができるのであればふたをしたままでよいのではないかというような、そういう整理をしておいていただいて、事後的な措置が実効的に機能しますという前提であれば、私はここは原案のままでもよいかというふうに感じております。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。概ねよろしいでしょうか。それでは、この部分は月日が主たる論点でしたが、日についてまで仮名処分の対象とすべきでないという意見はなかったのではないかと思いますけれども、月についてはなお御意見の違いが残ったということかと思えます。原案に賛成の委員が数としては多かったかというふうには思いますが、なお御異論はあったというふうに思えますし、それから、最後に小塚委員からの御指摘があったように、この事後的な措置の是正というときの是正の在り方についても、なお考えるべきところがあるのではないかという御指摘もあったと思いますので、その辺りを踏まえて次の案を検討いただくということでよろしいでしょうか。はい。それでは、この部分は今のような整理にさせていただければと思います。

以上が仮名処理の在り方の部分のお話ですが、なお残された論点として、4番目になると思いますが、情報管理機関の民事裁判情報の自己利用に関する問題、留意点。この点についての御議論を頂きたいと思えます。まず事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

石田です。資料でいいますと30頁の下の方から始まります(5)のブロックを御覧ください。情報管理機関としてはまずその業務を適切に遂行することが求められます。また、提供の対価はできるだけ限り低廉のものとすることが期待されまして、情報管理機関が業務によって収益を上げるということは予定されておられません。民事裁判情報を提

供することの意義を踏まえて考えますと、情報管理機関が自ら公益的な目的による研究のために民事裁判情報を利用し、その成果が国民に還元されるなどすれば、その意義の実現にも資するものですので、情報管理機関が業務の遂行に支障をきたさない限りにおいては、情報管理機関自ら民事裁判情報を利用することを直ちに禁止する必要はないものと考えております。

ただ、本検討会の中では仮名処理前の民事裁判情報を利用することは禁止すべきといった御意見もございましたし、情報管理機関の役割に照らして利用者による利用を妨げるような商用利用が行われないようにする必要があるといった御意見、それから、利用者が提供契約上の義務を遵守すべき事項については情報管理機関においても遵守すべきといった御意見がございました。

こうした御意見を踏まえますと、情報管理機関が自ら利用することができるものとしては、仮名処理後の民事裁判情報に限るということが必要であろうと考えられます。また、利用に当たっては不適切な利用が行われないようにする必要があると考えられるというふうに一旦記載してございますが、この点についても御議論をお願いしたく存じます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、この情報管理機関の自己利用の問題。基本的には、仮名処理後の民事裁判情報に限定するという。また、利用に当たっては不適切な利用が行われないようにするという。そういったところを指摘しているわけですが、この点につきましてもどなたからでも結構ですので御発言があれば頂きたいというふうに思います。いかがでしょうか。町村委員どうぞ。

町村委員：

原案に特段異議を唱えるつもりはないのですが、この最後のまとめのところ、不適切な利用が行われないようにする必要があるというのがありますが、ほかの機関と同じことをやるのだったら全然かまわないのだということなのでしょうけれども、そういう理解でよいのかと。つまり自分でデータベース会社を開いてしまうのはどうなのかという話ですね。これは不適切な利用なのではないかというふうに思うのですが、そこら辺が明確になっていないというのが少し疑問に思ったところではあります。

山本座長：

この点について事務局から補足いただければと思います。

事務局：

ありがとうございます。石田です。その上のところに記載しておりますように、商用利用が行われるということが適切なのかという御意見がございましたので、ほかの利用者と競争関係に立って商用利用をするということは、不適切な利用の一態様になり得るのではないかと考えております。この点が明確でないという点は御指摘のとおりかと今考えております。

また、情報管理機関が利用契約上定めている義務については、情報管理機関自ら利用する場合にあたっては遵守すべきということになるかと思しますので、その利用契約上の義務に違反するような利用も不適切な利用とってよいのではないかと考えております。以上です。

山本座長：

ということですが、町村委員いかがでしょうか。

町村委員：

結構です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは宍戸委員お願いいたします。

宍戸委員：

ありがとうございます。東京大学の宍戸です。今の点ですが、情報管理機関において不適切な利用がないようにするという事は、情報管理機関に対する監督の在り方で明確にされるべきことかと思っております。当然事業計画書のようなものを出してということになるのでしょうかけれども、そこに書いていないことをやったらこれはもう監督の対象となるわけでございますし、そこに記載しているところなどを見る中で不適切な利用があるということであれば、それは駄目だと監督するということであるだろうと思えます。飛んでしましますが、その41頁・42頁の辺りのところでその種の趣旨のことが一言あれば良いのではないかと思ったところでした。私からは以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。米村委員お願いします。

米村委員：

本質的な点ではないのかもしれないのですが、一点少し気になることがあって質問させていただきます。現状で、情報管理機関としてここをお願いすればよいのではないかとこのところの具体的な目星は立っているのでしょうか。

山本座長：

それでは事務局からお願いします。

事務局：

事務局の大久保でございます。この検討会において御議論いただいているところを踏まえてどういったところをお願いするのか、どういったところに手を挙げていただけるのかということを経済的に考えていくことになるかと思っております。情報管理機関の適格性といったような項目の中で、商用利用といえますか、業務上大きな利益を上げるようなことは想定されていないとか、一定の公的な役割を担うような機関をお願いするのが適切ではないかといったような方向性の御議論を頂いているものかと思っておりますので、これに沿って、また、この基幹データベースを担う適切な能力・経理的基礎があるところを選ぶ必要があるかというふうに思っております。以上でございます。

山本座長：

いかがでしょうか。

米村委員：

ありがとうございます。つまり私が懸念しておりますのは、ここで厳しい制約を課し過ぎると、どこも情報管理機関を引き受けてくれなくなるおそれが出てくるのではないかということなのです。既に、ここは少なくとも引き受けてくれそうだというところがあるので、多少厳しい制約を一般論として課しておいても大丈夫だという目論見があるのだったらいいのですが、まだこれから探す段階である、あるいは目星が立っていたとしても確実ではないというようなことでしたら、なるべくいろいろな可能性を踏まえ、余りこの段階で一般論として厳しい制約を課すような形にはしない方がよいのではないかということを考えております。これは、プラクティカルな判断としてということなのですが、この制度を作り上げたはいいいけれども、情報管理機関の引受け手が誰もいないので動かないというのが一番まずいと思います。そのような事態が生じるおそれがないような形で制度を設計する必要があると思いますので、その観点から、自分が活用したいという機関も情報管理機関として手を挙げられるようにしておくというのは、一つのポイントではないかと思っております。

私は以前から、医療情報の利活用の問題との対比でこの問題につき発言させていただいておりましたが、医療情報の利活用に関しては、現状では、やはり自分たちが医療情報を活用したいと考える大学などの研究機関でバイオバンクとかデータベースの形で医療情報を集積するという活動が行われる事例が多いわけですし、その延長上で様々な医療情報の利活用の仕組みが設計されているというところがあります。そういうことも含めて考えますと、自分が活用したい機関に大きな管理をお願いすることは割合やりやすいのですが、全く中立的である必要があるということだと、そもそも情報管理を引き受けてくれる機関が出てこないおそれもあるのではないかということも思っております。ですので、結論的には私は原案に賛成でございます。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。大変重要な御指摘だったと思いますので、事務局はこういうことで引き受けてくれる所がありそうかどうかというところも踏まえながら、今後引き続き検討していただければと思います。ほかにいかがでしょうか。概ねよろしいでしょうか。それでは、この部分の記載については、基本的には御異論はなかったということで、宍戸委員からは後の方の充実、監督との関係について明確にすべきではないかという御指摘もありましたので、最終的な取りまとめに向けては御注意を頂ければと思いますが、次に移りたいと思います。個別の論点としては最後のところになるかと思いますが、情報管理機関の業務委託の問題です。この点につきまして事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局：

石田です。資料ですと 34 頁から 35 頁にかけて下線を引いてある部分になります。その前に記載しておりますところの中で記載しておりますのが、業務委託で想定しておりますのが仮名処理の作業について一部委託するという場合を想定しております。イに記載しておりますのは、類似の制度との比較でして、個人情報保護法においては委託先に対して個人情報取扱事業者が監督を行うということで安全管理を図ろうとしていること、次世代医療基盤法においてはそのような監督に加えて監督官庁による認定ということが予定されているということを御紹介しております。

その上で、この検討会で御議論いただいたところでは、民事裁判情報が本来何人もアクセスできる情報であるという観点からは、情報管理機関による業務委託について、個人情報保護法と同程度の規律を設ければ足りるという御意見もあったところですが、他方で、仮名処理に関する業務の委託が想定されるのであれば、訴訟関係者の権利利益に配慮しつつ、民事裁判情報を提供することの意義を損なうことがないよう、適切に実施できる者に委託される必要があり、このような観点からは、監督官庁による一定の関与が必要ではないかといった御意見もございました。これらの御意見を踏まえまして、情報管理機関による委託先の監督ということに加えて、委託に当たって監督官庁が契約を承認する等といった仕組みを設ける必要があるのではないかというふうに記載しております。この点についても御議論をお願いいたします。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、この情報管理機関の業務委託の問題。結論的には情報管理機関が委託先の監督を実施することに加えて、委託に当たって監督官庁が承認をするなどの仕組みを設けるという方向性が示されているところでありますが、この点についてどなたからでも御発言を頂ければと思います。湯浅委員、お願いします。

湯浅委員：

結論的にはこのような原案について特に結論に異を唱えるものでは全くないのですが、ただ若干書きぶりが気になるところがございまして、このサービス全体の趣旨に鑑みると、もちろん漏えいの防止とか、あるいは仮名加工前の情報が外に漏れてはいけないということはもちろん重要ではあるのですが、このサービスの趣旨を考えると、安定的に利用者の方が利用できるようにすると。いわゆる可用性も非常に大きな要素だと思うのです。したがって、34 頁だけではなくてもう少しその前の 32 頁・33 頁辺りの安全管理措置のところの記述ぶりも含めて、漏えいの防止とかそちらだけではなくて、サービスの安定的な提供、可用性ということについても業務委託先にも監督する必要があるし、また、情報管理機関自らもその管理措置を講じる必要があるという、少し書きぶりについて御配慮いただけると有り難いと思います。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。増田委員お願いします。

増田委員：

国民から見たときに、この情報処理機関がどういうふうに見えるのかが重要で、信頼がおける機関であるという評価を得る必要があるかと思っておりますので、そういう意味からいうと単に個人情報法の規律を守るというだけのことではなく、やはり今、湯浅先生がおっしゃったような内容であるとか、やはり監督官庁が確認をしているということが明確になっている。これが国民からの信頼を得ることになるのではないかというふうに考えております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。異委員お願いします。

異委員：

異でございます。私もこの報告書の書きぶりに異存はございません。他方で、35頁には委託に当たって監督官庁が承認をする仕組みとありますが、別の箇所が出てきますとおり、業務規程自体を法務省が認可するなどの形で監督の仕組みが組まれるわけですので、その業務規程の中に委託に関する条項を入れて、まるごと業務規程の認可ということで対応するのか、それとも委託契約1件1件について法務省が承認をしていくのかといった、その細かい仕組みの作り方はこれからまた議論する必要があるのだと思っております。委託先の件単独を取り上げるより、情報管理機関に対する監督の仕組み全体の中での位置付けを議論したほうがよいと思っておりますので、その点に留意して今後仕組みを作っていくということかと思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小塚委員お願いします。

小塚委員：

今の異先生の続きのようなことですが、この素案を私が拝見して理解したのは、委託については全般的な業務規程の認可、あるいは業務計画の承認以上の個別的な関与を設けるという趣旨であると読み、しかし、前の頁に引いていただいている次世代医療基盤法の方の、あらかじめ認定された事業者の中から委託先を選ばなければいけないというところまでは必ずしも求めていないという、そういう書きぶりであると私は拝読しました。その趣旨であれば、私は厳しさの上限も下限も含めて賛成です。もし違うということであれば御指摘いただければと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。事務局の方からはいかがでしょうか。

事務局：

石田です。何もございません。

山本座長：

小塚委員の御指摘のとおり趣旨ということのようです。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。板倉委員どうぞ。

板倉委員：

再委託以下をどうするかを一言書いておいた方が良いと思います。再委託以下も全部同じように承認を取るのだというふうにするのか、再委託は禁止だというふうにするのか、どちらかかと思いますが、どちらかで書いておいたらよいかというふうに思いました。再委託禁止で複数使う場合は、単純に情報管理機関が複数に委託すればいいだけなので実務には困らないと思いますが、どちらで行くかは決めないといけないので、どちらかかなというところです。

山本座長：

ありがとうございました。湯浅委員お願いいたします。

湯浅委員：

ちょうど今、板倉委員から再委託以下の件について御指摘があったので意見を申し上げますと、再委託以下を禁じてしまうと様々な禁止をかいくぐる潜脱が行われるという現象がいろいろなところで起きていますので、私は禁止してしまうことには賛成できなくて、再委託以下も適切にコントロールできればそれで足りると思います。

山本座長：

ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。基本的には御異論はなかったということかと思えます。それから、全体的な監督の仕組み、全体との関係というような問題、あるいは今御指摘いただいた再委託の問題と、どこまで報告書で対応して書くのかということはあるかと思いますが、その御議論を踏まえて事務局においては次の案をお出しただければと思います。よろしいでしょうか。それでは、以上で事務局の方で特に御議論いただきたいと考えていたポイントについては御議論を頂けたと思いますので、あと残りの時間はそれ以外の点についてどこでも結構ですし、どなたからでも結構ですので、もう場所は区切りませんので、全体につきまして御指摘を頂ければ有り難く存じます。それでは、どなたからでも結構ですので、お気付きの点を御発言いただければと思います。宍戸委員、お願いいたします。

宍戸委員：

宍戸でございます。ほかの構成員の先生方から御発言があるまでの時間つなぎ的なこととございますが、若干申し上げたいと思います。一つは、本日の御議論を伺っておりまして、16頁以降の適切な仮名処理の在り方について、基本的な考え方を整理しておいた方が良いのではないかと、今回報告書に書くかどうかは別でございますが、感じたところとございます。御議論を頂いている中で感じましたのは、いくつかレイヤーがあるということとございまして、一つは情報の内容・性質それ自体から見て仮名化処理が求められるものとそうでないものがあるというお話があります。

2番目には、本来仮名化すべきでない情報の内容・性質のものであるのだけれども、それに当たるのかどうかという個別の判断をするときに、既に18頁のウの終わりの文章で情報管理機関が覚知できる範囲の情報に基づいて仮名処理の可否を判断することが可能か否かというところにあります。判決文の中で前後の文脈から見てここは仮名化

すべきである、仮名化すべきでないということが判断できるとか、あるいは判決・裁判の類型と先ほどの歴史上の人物との相関をクロスしていったときに、ここは仮名化すべきである、すべきでないとかいったことでありますとか、あるいは板倉先生が先ほどおっしゃったことにも関わりますが、判決外の情報を持ってきて判断をするしないといったような問題がある。その辺の煩雑さといいますか、処理がぶれるとか、なまじ AI にやらせるより人間がやった方がより正確であるといった問題も含めた、情報管理機関が仮名化処理できるかの判断が適切にできるかどうかといった問題の話が、2 番目にあったかと思えます。

3 番目の問題は、言わば理想の情報管理機関ができるできないの前の段階として、まず立ち上げの段階で、先ほど米村委員からも御指摘ありましたが、まだ現実に引き受け手がいるのかがこの場でも必ずしもはっきりしていない、ただ、そういう情報管理機関が必要であるということは幅広い合意があり、どなたか受けてくださいと持っているという段階での、これまでない民事裁判データベースの構築といった問題を考えたときに、現時点の立ち上げにおいてはこういう仮名化処理を許容せざるを得ない。あるいは差し当たりはこれでいいのだけれども、順調にスタートした段階で、仮名化処理の在り方を、これは基準もそうですし認定の在り方もそうですが、見直していただいたらよいのではないかという話の、3 層があったと思えます。

その中で、現時点においてはその全体を丸めてみると、こういうことをデフォルトルートとしてはどうかということ(3)、(4)及び(5)という形で書いているのだということ(3)を、しっかりどこかで指摘しておいた方がよいのではないかということ(4)を思ったところでございます。ほかにもございますが、委員の先生方から手が挙がっておりますので、少し考えをこれから整理したいと思いますので、ひとまず発言はここまでとさせていただきます。ありがとうございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員お願いいたします。

町村委員：

先ほど言ったことと重なるところもありますが3点ないし4点ほど。まず、17 頁に書かれているところですが、情報管理機関が必要だということで、民間のデータベース会社がこれまでやってきた仮名化の基準というのが、17 頁のイというところの中に保守的な観点から仮名化処理の基準は策定されているのではないかという指摘というふうに書かれていて、この保守的という言葉は、こういうふうに文字化されるととてもいろんな意味が込められてしまうような感じがするので、もう少し言い方を変えたらよいのではないかと思いました。ここで言いたいことの趣旨は、クレームがつかないようになるべく仮名化するという基準でやっているという、そういう指摘かというふうに記憶していますが、それを表すもう少し良い言い方はないのかというふうに思いました。

それから、先ほどの仮名化処理に関するところで、公人にせよ歴史上の人物にせよ、切り方としては例えば人名辞典とかそういうものに掲載されている人は、デフォルトで仮名化しないというような、そういう方法もあるかとは思いました。これは現在活躍している公人を網羅するような辞典があるのかどうか知りませんが、例えば教科書に載っている人とか、そういうようなものまで入れれば、割合最近の総理大臣まで出てくるのではないかと。デフォルトはそれでは事後的是正措置に任せるということも一つの方法かと思いました。

ついでに、仮名化処理のやり方ですが、先ほど板倉委員から生年月日の前後関係が分からなくなならないような工夫というのをいくつか示されましたが、人名であっても一つの判決の中でABCなりXYなりを振るということで、ほかの裁判例を見て「この裁判例のAさんは、この裁判例のBさんと一緒ですね」というようなことが分からなくなると困るケースというのがあるのではないかと。例えば上訴審判決で出てくる関係者というのは違う記号が振られていたりすると、当事者はいいですが、その利害関係人とか、あるいはその事件に関係する人とかが出てくると、その関係が分からなくなると訳が分からなくなるということが起こり得ます。あと、関連事件とか、同じような当事者がいくつもいくつも訴訟をやっているというようなケースまで、本当だったら含めてするのが良いのだろうなというふうに思うのですが、そこは難しいかもしれないので、せめて上訴審判決における同じ事件の上訴審では誰が誰なのかということでは分からなくなならないような工夫が必要だというふうに思いました。

そして、先ほど言ったことですが、事後的是正措置に多くを期待し、後にその判決の研究上の不明点を明らかにすべきというところまで事後的是正措置が期待されているのであれば、やはり仮名化処理前のデータを速やかに消す、あるいは1年程度で消すというのは問題があるのではないかとというふうに思うところです。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小塚委員お願いします。

小塚委員：

個別の論点については今までも十分に議論させていただきましたので、少し大きなことを発言させていただきます。まず、基本的にデータベース化が必要になる背景とか意義について非常に丁寧に書いていただいている、これはとても大事なことだと思いますし、大変感謝しております。我々はどうしても個別の論点について発言する中で趣旨を論ずるというようなことをしてきましたが、そこを受け止めていただいてきちんと書いていただいているということで、これは非常に重要なことだと思います。その上で書いていただいたことについて、更に若干コメントをさせていただきたいと思います。

この素案でいいますと、まず9頁10頁辺りからデータベース化、そして基幹データベースというものの必要性、構築の仕方ということが出てくるわけです。10頁の上の方に「一方」という段落がありまして、ここの書き方が私は少し気になったといえれば気に

なって、これは御賛同いただけるかどうか分からないのですが、というのは、できるだけ多数の民事裁判情報を網羅的に提供する必要があるというふうに言って、ただし、万が一のことを考えてというふうが続くわけですが、これは書き方だけの問題なのですが、私は話としては別なのかなと。つまり基幹データベースというのは本来全ての民事判決をやはり収録すべきもので、そのうち特に事情があるものを除くという性質のものであるべきで、したがって結果的にはできるだけ多数になるのですが、最初からできるだけ多数のものを集めてそうするという、最終的にこういう書き方になるのかもしれませんが、少なくとも一構成員としての私は、少しこの部分の意義は強く申し上げておきたいと思います。

その上で、この基幹データベースというものは一体どこにできるのだということがやはり気になるのです。これは今、町村先生が言われた最後のところにも関わるのですが、一旦情報管理機関が民事判決を裁判所から受領します、それを仮名処理等をして活用機関に提供します、それで、はい提供し、終わりましたといって消してしまったら、一体基幹データベースはどこにあるのだと。残るのは結局商業データベースだけではないかということに見えるわけです。したがって、ここの基幹データベースというものの実体がやはりあるということを確認しておきたいなというふうに思うわけです。そういう意味でいいますと、この36頁のウという部分ですが、この要するに民事判決情報の消去について、仮名処理前のは速やかに消去するが、仮名処理後のものについては数年の単位にとどまらずできるだけ長く保管するのが望ましいと。ここも私は理論的にいえば永続的に保管されるというのが理想であり、しかしコスト等のことを考えてここはできるだけ長くと書いていただいている。それも書き方としては最後はこうなるのかもしれませんが、理論的な筋を申し上げれば、ここにやはり基幹データベースというものがあるのだと。そして、可能な限りそれは存続させるのだということが必要ではないかというふうに思います。もちろん、町村先生御指摘のとおり、私もこれは気になっているのですが、訂正の要求というのはすぐに出てくるわけではない。何年か経って初めて偶然にその判決を見て、自分の名前がこんなところに出ていとおっしゃる方もあるだろうし、あるいは、名前が出ている方は容認していたのだけれども、その方が亡くなって御遺族になったら仮名化してくれという要請が出るようなこともあり得るというようなことも考えますと、やはりこの訂正すべき基幹データベースというものが数十年といった単位で残っていることが必要だと思えます。

そして、これについて少々前後して恐縮ですが、27頁のところでもまた大事なことを書いていただいていると思っております、基幹データベースという言葉はここには使われておりませんが、この民事判決の集積というものは公共財ともいうべきものであると書いていただいています。公共財という言葉は経済学の中では特殊な意味があるので、これでよいかどうかは御検討いただければ有り難いですが、要するに社会公共の財産、国民全体にとっての財産ということですね。これは非常に重要なことで、やはり裁判所

とか、あるいは狭い意味での法律家の独占物ではないのだと。社会に開かれたものだということが非常に重要だと思います。ただし、このデータベースは専門性のあるものですので、一応専門家としての法曹が中心となって管理するという整理かと思っております。なぜこんなことを申し上げているかといいますと、先ほど基幹データベースということを上げた時に、仮名処理前の判決を集積していくのが基幹データベースであるべきだという御意見もあり得るかと思っただのですが、私は一応そこはやはり社会公共として共有するもの、そしてなるべく開かれて利用に供されるものというのは、この仮名処理後の判決のデータベースかと思ひまして、他方で、仮名処理前の判決というのは、これは判決原本という形で、それは裁判所、ある時点で公文書館に移行するという話はあると思いますが、裁判所が責任を持って原本を保存する、そのことも書いていただいているわけですが、そういうものかと考えておひまして、そういうふうに整理をしていただいたと理解して、この部分は賛成しております。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは宋戸委員お願いいたします。

宋戸委員：

このラウンドでおかわりして申し訳ございません。3点追加で申し上げたいと思います。1点目は、いま小塚委員がおっしゃったことにも重なるのですが、36頁のイの部分の事後的な是正があり得るということで、仮名処理前の民事裁判情報の具体的な保管を考えますと、やはり1年は短いだろうと思います。1審判決が出ました、控訴されました、上告される、あるいは上告受理の申立てがありましたという流れの中でいろんなことが起こり得ると考えますと、今の流れの平均的な処理期間のようなものを想定して、例えば1審判決については持っているといったことがあってよいのではないかと考えております。

2番目は、事後的な措置の申出の関連でございますが、そこに多くを期待する方向であることが、本日の議論でもかなり明確になったと思います。そういたしますと、ひっくり返してですが、この事後的な措置を、例えば利用機関、あるいは関係者等が申し出やすくする仕組みを用意することも大事かと思ひます。政府で脱アナログ規制ということをしていろいろやっているわけでございますが、利用機関において、例えば分かりやすいユーザーインターフェースのホームページで、具体的に事件番号とかを打ち込んでこのところをこうしてほしいとか、あるいは適切な資格を持っている人、例えば利用機関である方が、この判決のこのところを何とかしてほしいというのを、ホームページ上でこの番号を打ち込むと画面上に具体的な仮名処理後のテキストデータが現れて、そしてここを何とかしてほしいみたいなことを簡単に入力できるみたいなことが必要なのではないかと思ひます。なぜそういうことをくどく申し上げているかといいますと、裏返していいますとそういう仕組みにすれば、管理機関の方で一体どれくらい事後措置の要求があり、それに対してどのような対応をしたのかというデータが取りやすいわけです。

そしてそのデータを持ってきていただくということによって、監督機関が、管理機関において適切な対応をしているかしていないかということ把握していただく。また、事後的な措置の在り方、あるいは仮名化の基準の在り方を考える基礎的なデータになると思いますので、それを把握しやすいようにしていただくのがよいのではないかと考えております。

最後に3点目でございます。第6の結語はおって記載ということで、今日の御議論なども含めて事務局と座長で人々の胸を打つような文章が書かれるものと思っております。先ほど小塚委員がおっしゃいましたような今回の民事裁判情報データベース化の意義もそうですが、今後に向けて、私は本来的には司法あるいは裁判の在り方のDX化を進めていく上で非常に重要な一つのポイントを議論していると思っておりますが、そのことを書いていただくことまでいかにしても、法曹三者の方がよく議論を今後も引き続きしていただき、仮名化処理の在り方あるいは民事裁判情報の活用の仕方について議論していただくことを書いてはどうか。

もう一つは、利用者たる裁判を受ける権利を持つ人々、また、裁判に利害関係を持つ、潜在的な裁判制度のユーザーである人々の声を踏まえながら、この仮名化の基準であったりデータベースの活用について改善していただくための議論の場を、何らかの形で継続的に作り、議論していただくことで、この仕組みをより良くしていただくことは、どこかでお書きいただくとよいのではないかと考えております。私からは以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。ほぼ結語ができたのではないかとこのように思いますが、ほかに御意見があればお伺いしたいと思います。米村委員お願いいたします。

米村委員：

それでは、場つなぎでもう一点だけコメントさせていただきます。先ほどから議論になっている事後的是正措置との関係なのですが、現在の取りまとめ案の最後の方で、前々回の会議での私の発言内容を引用していただいております。この事後的是正措置について請求権として書くという意見もあったがそれは採らなくてもよいのではないかとということが書かれているかと思っております。結論的にはそれでも構わないと思っておりますが、ただ、これは先ほどの議論の続きという部分もあるのですが、どういう場合に誰が事後的是正措置の申立てを行うことができ、どのような場合にそれが認容され得るのかということがある程度は概要として明らかにする必要がありそうに思います。自分はこの判決についてももう少し情報が欲しいと思うけれども、これは言って認めてもらえるものなのか、あるいは、自分はこの情報は隠してほしいと思うけれども、言って認めてもらえるものなのかということが分からないと、なかなかそういった申立てをしようという気分にもならないということはあるように思いますし、その申立てを受けた情報管理機

関の側でも判断に窮するのではないかという気がいたします。したがって、デフォルトルールを決めていただくことは必要なのですが、事後的是正の範囲でどのレベルの請求に対応するのかわからないのかということも、事前に法務省の側で基準を出しておかないと、情報管理機関側に全部丸投げされると困るのではないかという気がするところです。請求権の形で書かなくても結構なのですが、そういった、誰がどのような場面で事後的是正の申立てができるのかを明確するということはぜひお考えいただきたいと思っています。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは異委員お願いいたします。

異委員：

第1回から何度か申し上げていた、データベース化をするのかオープンデータ化をするのかという話について、取りまとめをするに当たっての私の意見を申し上げようと思います。既に小塚委員が先ほど大部分おっしゃってくださったのですが、9頁では、仮名処理等の加工を行って基幹データベースを構築するとありますので、仮名処理後のデータベースを基幹データベースとしているわけでございます。私個人としては、それ以前の段階で、まず裁判所の側で、仮名化する前のデータを基礎として何らかのデータベースを事務処理のために作る必要はないのか、ということをお願いしておったところですが、今回はその点は括弧にくくった上で、仮名処理後のデータベースを、平たくいうとオープンデータをするためのデータベースというのを基幹データベースとして位置付けて、それを外部の情報管理機関に担わせるという整理になったのだと理解しております。

その上で、そういうオープンデータのための基幹データベースだということスタートすること自体は、私は意義のあることと思っているのですが、次の課題としては、裁判所の方で構築される事務処理上の仕組みと、このオープンデータのための基幹データベースの連携がやはり肝になるだろうと思っています。先ほど来議論に出ております保存期間の問題ですとか、事後的是正措置を受けたときに、情報管理機関が持っているデータだけでは対応できないときに裁判所にもう一度照会しないといけないですとか、基幹データベースと裁判所の事務処理システムとの接合というのが、オープンデータの円滑な実施のために問題になると思います。他方で、私は、そもそも論としては、オープンデータもやはり裁判所が何らかの事務として引き取る必要があるのではないかという考えを持っておりますし、そうでなくとも、司法機関としての事務処理のためにも、本来は裁判所の側で何らかのデータベースを作らなくてよいのだろうか、とも思っております。ただ、これは憲法解釈、裁判所法の解釈、場合によっては裁判所法の改正等も必要になるような問題で、こうした点に関しては公法学が引き取って今後議論すべきなのだろうと思います。私が最初の頃からしていた発言の責任を取ったということで、単なるコメントということでございます。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。大変重要な御指摘だと思います。ほかにいかがでしょうか。  
小町谷委員お願いします。

小町谷委員：

初見でとりまとめを読んだ方の読み進み方の話なのですが、情報がどうやって流れていくのかというのが、最初の段階で分かりにくいような気がしました。はじめの方はいろいろな課題や背景のことを書いていただいております、9頁のところの第4の1のところデータベースのことが書かれていて、ここで情報管理機関が初めて登場して、次に利用者に言及されていると思います。ここが今回の制度の情報の流れ方を説明している最初の部分だと思うので、ここをもう少し分かりやすくというのでしょうか、例えば次の情報管理機関の検討している部分がどこの第5の何とかになるとか、利用者というのが何とかになるとかということ、少し番号を付けてクロスリファレンスするなどしてはどうでしょうか。利用者については、見出しに出てくるわけではなく提供の在り方の中で書かれているので、利用者とは何だろうと思っても、すぐにそれを見出しでトレースできないようになっていく気がしました。ここの最初の部分のところを少し工夫されて、次にそこのところをすぐ参照できるような形のタイトルの工夫などをしていただければ、初見で読んだ方がとても読みやすくなるのではないかと思います。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございます。重要な視点で、我々はずっと議論しているのですが、もう当たり前のように思っているということですが、想定される読者にとって分かりやすく表現するというのもう一度そういう目で全体を見直して、事務局の方でも整理をしていただければと思います。ほかにいかがでしょうか。概ねよろしいでしょうか。それでは、これで概ね御意見は出尽くしたということにさせていただければと思います。それでは、よろしければ事務局から今後の日程等の御説明をお願いできればと思います。

事務局：

石田です。次回以降の会議の予定につきましては、会議用資料として配付させていただきました資料のとおりとなっております。議事の詳細につきましては、後日事務局から御連絡させていただきます。以上です。

山本座長：

ということで、今回は来年の1月26日ということで、おそらく今回御議論、御意見を頂いたことを踏まえまして、この取りまとめの素案をよりブラッシュアップした形で御議論を頂くということになるかと思っております。したがって、この素案について、今日言い漏らしたとか、何かその後お気づきになったような点があれば、ぜひ御遠慮なく次回の検討会の前でも適宜の方法で事務局の方に御連絡、御指摘を頂ければ、事務局の方で次回の案を作るのに大変に参考になるというふうに思いますので、どうかよろし

くお願いをいたします。それでは、本日の検討会はこれにて終了したいと思います。本日も長時間にわたりまして熱心に御議論いただき、誠にありがとうございました。次回も引き続きよろしく願いいたします。そして、今日は今年最後の回ですので、どうか皆さんよいお年をお過ごしいただければと思います。それでは終わりたいと思います。